

アドビ

ソフトウェア使用許諾契約

本契約をよくお読みください。お客様（以下に定義）は、本ソフトウェア（以下に定義）の全部または一部をコピー、インストール、または使用することにより、本契約のすべての条項に同意したことになります。お客様は、本契約の条項に同意しない場合、本ソフトウェアを使用しないでください。

お客様は、本契約の全部または一部を補足し、またはこれに代わる別個の契約（例えば、ボリュームライセンス契約）を直接アドビと締結している場合があります。本ソフトウェアは、**販売されるのではなく**、本契約の条項に従って使用することのみを**許諾される**ものです。本ソフトウェアに含まれるか、または本ソフトウェアを通じてアクセスする一部のアドビおよび第三者の一部のマテリアルおよびサービスの使用には、追加の条件が適用される場合があります。第三者のマテリアルに関する通知については、http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp をご覧ください。

本ソフトウェアにより、お客様のコンピューターが**インターネットに自動的に接続される**場合があります。また、本ソフトウェアはアクティベーションまたは登録が必要になる場合もあります。アクティベーション、インターネット接続、およびプライバシーの詳細については、第 14 条および第 16 条をご参照ください。

1. 定義

1.1 「アドビ」とは、本契約の締結時点でのお客様の所在地が米国、カナダ、またはメキシコの場合は、テラウェア州法人である、345 Park Avenue, San Jose, California 95110 の Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）を意味し、その他の場合は、4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Dublin 24, Ireland の Adobe Systems Software Ireland Limited（アドビ・システムズ・ソフトウェア・アイルランド社）を意味します。

1.2 「アドビオンラインサービス」とは、Web サイト上でホストされている、またはアドビあるいはその関連会社によってホストされているコンテンツおよびサービスを意味します。

1.3 「互換コンピューター」とは、文書に記載された推奨オペレーティングシステムおよびハードウェア構成を備えたコンピューターを意味します。

1.4 「コンピューター」とは、デジタルまたはこれに類似する形式で情報を受け取り、一連の指示に基づき特定の結果を得るためにその情報を操作する仮想デバイスまたは物理デバイスを意味します。これには、デスクトップコンピューター、ノート型コンピューター、タブレット、モバ

イル機器、通信機器、インターネット接続機器、およびさまざまな生産ソフトウェアアプリケーション、娯楽ソフトウェアアプリケーション、またはその他のソフトウェアアプリケーションを稼働できるハードウェア製品が含まれますが、これらに限りません。

1.5 「コンテンツファイル」とは、第三者ではなくアドビによってアドビソフトウェアにバンドルされるか、アドビソフトウェアで提供される、サンプルおよびストックイメージ、サウンド、アートワーク、またはファイルを意味します。

1.6 「お客様」とは、本ソフトウェアを取得したお客様およびすべての法人、ならびに取得者のために本ソフトウェアを使用するお客様の従業員（該当する場合）などを意味します。

1.7 「文書」とは、本ソフトウェアに付属して提供される説明的な書面による資料を意味します。第三者によるコンテンツはこれに含まれません。

1.8 「内部ネットワーク」とは、特定の法人または類似する企業体の従業員および独立した契約者（派遣社員など）のみがアクセスすることのできる非公開、専用のネットワークリソースを意味します。内部ネットワークは、会員資格やサブスクリプションに基づくグループ、団体、および同様の組織など、インターネットの一部または一般に開放されたその他のネットワーク社会を含みません。

1.9 「ライセンス期間」とは、お客様が本ソフトウェアを使用することを許可される期間を意味し、該当するオーダー書類（セールスオーダー、領収書、その他の購入確認書）に指定されています。

1.10 「出力ファイル」とは、お客様が本ソフトウェアを使って作成する出力ファイルを意味します。

1.11 「許可数」とは、アドビから許諾された有効なライセンス（例えばボリュームライセンス）に基づき別途指定されない限り、「1」を意味します。

1.12 「ソフトウェア」とは、本契約に付属または関連して提供される、すべてのソフトウェアファイル、データ、情報、コンテンツ、フォント、および文書、そのすべての改訂版およびコピー、ならびにかかる情報に対するアップグレード、更新、および追加のうち、アドビによってお客様に随時提供され、個別の条件の下で提供されないもの（以下、総称して「アップデート」といいます）を意味します。

2. ソフトウェアライセンス、会員資格

2.1 ソフトウェアライセンス 本第2条1項は、本ソフトウェアのライセンスを購入しているが会員資格ベースのライセンスまたはサービスを購入していないお客様に適用されます。

2.1.1 ライセンス許諾 お客様が本契約および該当するライセンス料金の支払いを継続して遵守する場合、アドビはお客様に対し(a)お客様がアドビまたはアドビの認定リセラーからもしくはオーダー書類に規定される方法で本ソフトウェアを取得したテリトリーまたは地域（以下、「テリトリー」といいます）で、(b)ライセンス期間中、(c)ライセンスタイプの範囲内で、かつ文書に指定されるお客様の互換コンピューターの許可台数について、(d)本契約の条件および該当する文書に従って本ソフトウェアをインストールおよび使用する非独占的かつ限定的なライセンスを許諾します。本契約、該当する文書、または購入時に定義されない限り、ライセンス期間は購入日から 12 か月に限られています。ライセンス期間が満了または終了した場合、お客様は本ソフトウェアを使用してはならず、本ソフトウェアの一部または全部が事前に通知することなく動作を停止する場合があります。

2.1.2 ライセンスタイプ

2.1.2.1 シリアル番号がないソフトウェア シリアル番号なしで提供される、またはプレリリース版ソフトウェア、試用版、スターター、製品サンプル、非再販コピーとして提供される、あるいは評価目的で提供されるソフトウェアまたはその一部（以下、総称して「評価版ソフトウェア」といいます）は、デモ、評価、またはトレーニング目的でライセンス期間中に互換コンピューター上のみインストールして使用できます。また、かかる使用を通じて生成される出力ファイルまたはその他の資料は、内部の非商業的な実稼働以外の目的で使用される場合に限り許可されます。シリアル番号がないソフトウェア、つまり評価版ソフトウェアは「現状有姿」で提供されます。かかるソフトウェアを用いて作成された出力ファイルへのアクセスや使用は、お客様の全責任において行うことを了承するものとします。

2.1.2.2 サブスクリプション版 本ソフトウェアをサブスクリプションベースで利用可能な場合（以下、「サブスクリプション版」といいます）、お客様はライセンス期間中許可された台数の互換コンピューター上のみインストールして使用できます。サブスクリプション版について許可された互換コンピューターの台数に従い、アドビはお客様に対し、サブスクリプション版の最新バージョンと現行バージョンをライセンス期間中同じ互換コンピューター上にインストールして使用することを許可します。お客様は、アドビがサブスクリプション版に含まれているソフトウェアの種類（特定のコンポーネント、バージョン、プラットフォーム、言語など）をいつでも変更することができ、かかる変更についてお客様に対して責任を負わないことに同意するものとします。サブスクリプション版に継続的にアクセスするには、(a)ライセンスをアクティベーション、更新、および検証するための継続的なインターネット接続、(b)継続的なサブスクリプションの支払いをアドビまたはアドビの認定リセラーが受領すること、および

(c) http://www.adobe.com/go/paymentterms_jp に記載されるか購入時に提供されるサブスクリプション条件および他のサブスクリプション契約に対するお客様の同意が必要です。アドビが継続的なサブスクリプションの支払いを受領していない、あるいはライセンスを定期的に検証できな

い場合、本ソフトウェアは、アドビが支払いを受領するかライセンスを検証するまで追加の通知を行うことなく無効になります。

2.1.3 ポータブルコンピューターまたはホームコンピューターでの使用 第2条1項4号において規定される制限に従い、第2条1項に基づき本ソフトウェアがインストールされた互換コンピューターのプライマリーユーザー（以下、「プライマリーユーザー」といいます）は、互換性のあるポータブルコンピューターまたはホームコンピューターでプライマリーユーザーだけが使用することを目的として、本ソフトウェアのコピーをもう1つ作成することができます。ただし、互換性のあるポータブルコンピューターまたはホームコンピューターと、互換性のあるプライマリコンピューターで本ソフトウェアを同時に使用することはできません。

2.1.4 ボリュームライセンスによる二次的使用の制約 本ソフトウェアが、教育機関ボリュームライセンス以外のライセンスによって、アドビボリュームライセンスプログラムまたは契約（アドビボリュームライセンスなど）に基づいて取得された場合、第2条1項3号に定める方法で作成されたソフトウェアのもう1つのコピーは、ボリュームライセンスの利益および業務目的にのみ使用する必要があります。

2.1.5 デュアルブートプラットフォーム 本ソフトウェアは、特定のオペレーティングシステムプラットフォームでの使用のためにライセンス許諾されるものです。お客様は、本ソフトウェアを使用するオペレーティングシステムプラットフォームごとに、個別のライセンスを購入する必要があります。例えば、Mac OS および Windows オペレーティングシステムプラットフォームの両方を実行できる機器（すなわち、デュアルブートマシン）の両プラットフォーム上に本ソフトウェアをインストールする場合は、本ソフトウェアのライセンスを2つ取得する必要があります。これは、本ソフトウェアの2つのバージョンが異なるオペレーティングシステムプラットフォーム用と指定されながら、同じメディアでお客様に提供された場合でも同様です。

2.1.6 サーバーからの配布 お客様は、第2条で許可された使用のみのために内部ネットワーク内の互換コンピューターに本ソフトウェアをダウンロードおよびインストールすることを目的として、お客様の内部ネットワーク内の互換コンピューターファイルサーバー（以下、「サーバー」といいます）に本ソフトウェアのイメージを1部コピーすることができます。

2.1.7 サーバーの使用

2.1.7.1 別途の購入書類または文書で許可されかつ本契約に記載されるライセンスの制限に従って、お客様は、同じ内部ネットワーク内の互換コンピューターから1個人が本ソフトウェアにアクセスして使用できるようにする（以下、「ネットワークユーザー」といいます）ことを目的に、本ソフトウェアをサーバーにインストールすることができます。お客様は、本ソフトウェアにアクセスする可能性のあるネットワークユーザー1人につき1ライセンスを購入する必要があります。

2.1.7.2 なお、お客様は以下を含むがこれに限定されない場合に、本ソフトウェアを（直接またはコマンド、データ、命令経由かを問わず）インストールしたり、本ソフトウェアにアクセスしたりしてはなりません。(a)お客様の内部ネットワークの一部ではないコンピューターに対して、(b) Web ホストワークグループまたは Web ホストサービスを一般向けに利用可能にするために、(c)アドビからライセンスを許諾されていない場合に個人または法人が本ソフトウェアを使用、ダウンロード、コピーしたり、その他の方法により、本ソフトウェアの機能から利益を享受する、(d)許可数以上のユーザーがアクセスできるシステムのコンポーネント、ワークフローまたはサービスとして、または(e)個人のユーザーによって開始されるのではない操作（自動サーバー処理など）。

2.2 アドビオンラインサービスとディストリビューションコード お客様のライセンスに、アドビオンラインサービス、アプリケーションプログラムインターフェイス（以下、「API」といいます）、サンプルアプリケーションコード、ソフトウェア開発キット（以下、「SDK」といいます）、その他のディストリビューションコードへのアクセスが含まれている場合、お客様によるアドビオンラインサービス、API、サンプルアプリケーションコード、SDK、その他のディストリビューションコードの使用には、該当する追加条件が適用されます。

2.3 コンテンツファイル 「お読みください」ファイル、文書、またはコンテンツファイルに関連する他のライセンスに規定する場合を除き、お客様は、コンテンツファイルを使用、表示、修正、複製および配布することができます。ただし、お客様は、スタンドアロンベース（つまりコンテンツファイルが配布される製品の価値の主要部分を占める場合）で、コンテンツファイルを配布することは禁じられています。お客様は、コンテンツファイルまたはその派生物（二次的著作物）に関して、いかなる商標権も主張できません。本契約は、第3条に規定される本ソフトウェアの所有権に影響を与えません。

3. 知的財産権

本ソフトウェア、およびお客様が許可を得た上で作成するコピーは、アドビシステムズ社とそのサプライヤーの知的財産であり、アドビシステムズ社とそのサプライヤーが所有します。本ソフトウェアの構造、構成およびソースコードは、アドビシステムズ社およびそのサプライヤーが保有する価値のある企業秘密および機密情報です。本ソフトウェアは、米国およびその他の国の著作権法、ならびに国際条約の条項を含むがこれらに限定されない法律によって保護されています。本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約はお客様に対し本ソフトウェアにおける知的財産権を付与しません。明確に付与されていないすべての権利はアドビおよびそのサプライヤーに帰属します。

4. 制限および義務

4.1 所有権表示 お客様が作成する本ソフトウェアの許可されたすべてのコピー（文書を含むがこれらに限定されない）には、本ソフトウェア上または本ソフトウェア内に付された著作権表示およびその他の所有権表示と同一の表示が付されていなければなりません。

4.2 使用に関する義務 お客様は、本契約で許可されている形以外で本ソフトウェアを使用しないこと、および本ソフトウェアの設計または文書に従わない方法で本ソフトウェアを使用しないことに同意するものとします。

4.3 リバースエンジニアリングの禁止 第 16 条 1 項で明示的に許可される場合を除き、お客様は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うなどして、本ソフトウェアのソースコードの解読を試みることはできません。

4.4 バンドル解除の禁止 本ソフトウェアは、さまざまなアプリケーションおよびコンポーネントを含み、さまざまなアドビオンラインサービスへのアクセスを許可でき、複数のプラットフォームおよび言語をサポートし、複数のメディアまたは複数のコピーでお客様に提供される場合があります。しかし、本ソフトウェアは、本契約に従って互換コンピューター上で単一の製品として使用されることを目的としたものであり、単一製品としてお客様に提供されています。文書で許可されない限り、お客様は、本ソフトウェアのコンポーネント要素をすべてインストールする必要はありません。ただし、お客様は、別のコンピューター上で使用するために本ソフトウェアのコンポーネント要素のバンドルを解除してはならないものとします。

4.5 譲渡の禁止 本契約で明示的に許可されている場合を除き、本ソフトウェア（Web ダウンロードにより取得したソフトウェアを制限なく含みます）に関するお客様の権利を賃貸、リース、販売、サブライセンス、譲渡もしくは移転すること、または本ソフトウェアのいずれかの部分を他の個人もしくは法人のコンピューターにコピーさせることはできません。お客様は、本ソフトウェアをサービスビューローベースで使用または提供できません。第 16 条 6 項 3 号に、フォントソフトウェアのみに関する限定的な例外について記載しています。

4.6 テリトリー お客様は、http://www.adobe.com/go/activation_jp に記載されたアクティベーションポリシーに従って本ソフトウェアを使用してテリトリー内のアドビオンラインサービスにのみアクセスするものとします。お客様が本ソフトウェアをテリトリー外で使用しているとアドビが判断した場合、アドビは本ライセンスを終了できます。

5. アップデート

本ソフトウェアがアドビソフトウェアのこれまでのバージョンのアップデート（以下、「以前のバージョン」といいます）である場合、お客様の本アップデートの使用は、以前のバージョンの

保有が条件となります。お客様は、以前のバージョンに加えて本アップデートを使用する場合、以前のバージョンがインストールされ使用されている互換コンピューターでのみ使用することができます。ライセンス期間中に以前のバージョンをサポートする義務がアドビにある場合、このアップデートのリリースによって終了することがあります。アップデートのこれ以外の使用は許可されていません。アドビは、追加の条件または異なる条件に基づいて、追加アップデートのライセンスをお客様に許諾する場合があります。

6. 限定的保証

アドビとソフトウェアライセンシーの間で締結された別途の契約に明記される場合を除き、本ソフトウェアのライセンスを初めて購入された個人または法人が、本契約の規定に従って使用された場合に、アドビは、(a) 90 日間、または(b)本ソフトウェアを受け取って互換コンピューターで使用を開始するライセンス期間（以下、「保証期間」といいます）のいずれか短い期間において、本ソフトウェアが対応する本ソフトウェアのユーザーマニュアルどおりに実質的に機能することを保証します。ユーザーマニュアルに記載の機能との非実質的な差異については、保証に関する権利は生じません。本限定的保証は、本ソフトウェアの(i)パッチ、(ii)フォントソフトウェア、(iii)プレリリースソフトウェア、体験版、スターター版、評価版、製品サンプル、および非再販コピー、(iv) Web サイト、アドビオンラインサービス、第三者オンラインサービス、(v)電子証明書（第 16 条を参照）、(vi)アドビの Web サイトからのダウンロードを介してアドビから無償で提供されたソフトウェアのいずれに対しても適用されません。これらは「現状有姿」で提供され、アドビによる保証は一切ありません。保証の請求はすべて、かかる保証期間内に領収書の写しを添えてアドビシステムズ社カスタマサポート部門宛てに行うものとし、保証請求の詳細については、http://www.adobe.com/go/support_jp をご参照ください。かかる保証の請求に関するアドビおよびその関連会社のすべての責任ならびに保証におけるお客様に対する唯一の救済手段は、アドビの選択により、保証の請求に基づく本ソフトウェアのサポート、本ソフトウェアの交換、または、サポートもしくは交換が実行不可能とアドビが判定した場合には、お客様が支払った本ソフトウェアに関する使用許諾料の払い戻しのいずれかに限られます（交換や払い戻しが行われた場合）。**本条の限定的保証は、お客様に対して特別に法律上の権利を与えるものです。法域によっては、上記の保証以外の法律上の権利がお客様に認められる場合もあります。アドビは、お客様が保証を受ける権利を、法律により認められる制限範囲を超えて制限することはありません。** 国別の条項は、第 16 条をご参照ください。

7. 保証の否認

第 6 条の限定的保証、ならびに法律に基づき除外または制限することのできない法的な保証および救済手段は、本ソフトウェアに適用される唯一の保証であり救済です。上記で提供された

保証ならびに法的な保証および救済手段を除き、アドビ、その関連会社、サプライヤー、および認証機関（以下に定義）は、性能、安全性、第三者の権利の非侵害性、連携、商品性、平穩享受、品質の満足性、または特定の目的の適合性などにつき、制定法、普通法、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づいている場合でも、また明示か黙示かを問わず、すべての保証、条件、表明および規定を排除します。上記で提供された保証ならびに法的な保証および救済手段を除き、本ソフトウェアおよびすべての Web サイト、アドビオンラインサービスまたは第三者オンラインサービス、ならびに認証機関サービスへのアクセスは現状のまま、欠陥を問わない条件で提供されます。この保証の否認は、法域によっては無効となる場合があります。お客様は、上記の保証に加えて、放棄または排除することのできない、法律上の保証を受ける権利が認められる場合もあります。アドビは、お客様が保証を受ける権利を、法律により認められる制限範囲を超えて制限することはありません。本第 7 条および第 8 条の規定は、本契約がいかなる理由により終了したかにかかわらず、本契約の終了後も引き続き効力を有しますが、本契約の終了後に本ソフトウェアの使用を継続する権利を意味する、または付与するものではありません。

8. 責任の制限

上記でアドビが提供する排他的な救済手段および法律上除外または制限することのできない救済手段を除き、アドビ、その関連会社、サプライヤーおよび認証機関は、派生損害、間接損害、付随的損害、利益の喪失、貯蓄の喪失、または事業の中断、傷害、注意義務違反もしくは第三者からの請求に基づくすべての損害を含むがこれらに限定されない一切の損失、損害、請求もしくは費用について、お客様に対して賠償する責を負わないものとし、当該損失、損害、請求または費用が発生する可能性についてアドビのいずれかの代表者が認識していた場合においても同様とします。いかなる場合においても、本契約に起因または関連して、アドビ、その関連会社、サプライヤー、および認証機関が負う責任の総額は、本ソフトウェアについてお客様が支払った金額を上限とします。この制限は、本契約に対して根本的または重大な違反が生じた場合、または本契約の根本的または重大な条件に対して違反が生じた場合にも適用されます。ただし、アドビの過失または不法行為（詐欺）により生じた死亡または傷害について、アドビがお客様に対して負う責任は、本契約のいかなる規定によっても制限されません。アドビがその関連会社、サプライヤー、および認証機関に代わって行為するのは、義務、保証および責任の排除または制限を目的とする場合に限られ、他の場合または目的で行為することはありません。

前述の制限および除外は、お客様の法域の適用法により認められる範囲で適用されます。この責任の制限は、法域によっては無効となる場合があります。お客様は、消費者保護法およびその他の法律に基づき、放棄することのできない権利が認められる場合もあります。アドビは、

お客様の保証または救済手段を、法律により認められる制限範囲を超えて制限することはありません。国別の規定は、第 16 条をご参照ください。

9. 輸出規制

本ソフトウェア、およびお客様による本ソフトウェアの使用は、米国および各国の輸出入および本ソフトウェアの使用を管理する法律、制限および規制の対象となります。お客様は、かかる法規や規制すべてを遵守することに同意します。

10. 準拠法と紛争解決

10.1 お客様が北米にお住まいの場合、本契約はお客様と米国 Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）との契約となり、本ソフトウェアは米国カリフォルニア州の法律に準拠します。北米以外のお客様については、本契約はお客様と Adobe Systems Software Ireland Limited（アドビ・システムズ・ソフトウェア・アイルランド社）との契約となり、本ソフトウェアはアイルランドの法律に準拠します。オーストラリア国内のお客様に関しては、Adobe Systems Software Ireland Limited（アドビ・システムズ・ソフトウェア・アイルランド社）が Adobe Australia Trading Pty Ltd.の代理人を務め、Adobe Australia Trading Pty Ltd.の代理人として、本契約を締結します。お客様には本契約に基づく権利のほか、法に基づく権利が認められている場合があります。アドビは、法律で禁じられている範囲では、これらのお客様の権利を制限しません。本契約は、法域で制定された(a)いかなる法域の法の抵触に関する規則、(b)国際物品売買契約に関する国連条約、(c)統一コンピューター情報取引法の適用を受けず、これらの適用は明示的に排除されます。お客様はアドビとの紛争を、個人ベースでのみ解決することができ、集団代表訴訟、統合訴訟、または代表訴訟の原告として訴訟を起すことはできません。上記規定に関わらず、お客様または他者が本契約に違反して本ソフトウェアへの不正なアクセスまたは使用を行った場合は、お客様は、アドビがあらゆる法域において差止救済（またはこれに相当する緊急の法的救済）を求めることができることに同意するものとします。

10.2 お客様に何らかの懸念や紛争が発生した場合、お客様は、まずアドビに問い合わせることによって紛争を非公式に解決しようとすることに同意するものとします。提出後 30 日以内に紛争が解決されない場合、お客様またはアドビは、本契約または本ソフトウェアに関するクレームを、最終的で拘束力のある仲裁によって、解決する必要があります（お客様のクレームにとって適切な場合にクレーム少額裁判所でクレームを主張する場合を除く）。

10.3 アメリカ大陸に在住の場合、仲裁は、カリフォルニア州サンタクララ郡の JAMS によって、包括的な仲裁規則と手順に基づいて行われます。オーストラリア、ニュージーランド、日本、中国本土、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾、大韓民国、インド、スリランカ、バングラ

デシュ、ネパール、または東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国に在住の場合、仲裁は、シンガポールのシンガポール国際仲裁センター（SIAC）でその仲裁規則の下で行われます。この仲裁規則は本状で言及されることによって、本条に組み込まれていると見なされます。それ以外の場合、仲裁は、ロンドンのロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）で LCIA 仲裁規則の下で行われます。仲裁は、お客様およびアドビの両方が選択する仲裁人 1 名により行われます。仲裁は英語で行われますが、母国語が英語でない証人は、英語への同時翻訳を使用して証人の母国語で証言することができます（費用はその証人を代表する側が負担）。下された仲裁判断の確定判決は、両当事者に対して裁判管轄権を有するいずれかの裁判所で得られ、かつ同裁判所による強制執行が可能です。

11. 一般条項

本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の有効な部分には影響を受けず、その条件に従って効力および強制力を維持します。本契約は、権限を有するアドビの役員が署名した文書による場合のみ変更できます。本契約を解釈するにあたっては、本契約の英語版を使用します。本契約はアドビおよびお客様の本ソフトウェアに関する完全な合意であり、本ソフトウェアに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、広告のすべてに優先します。

12. 米国政府がエンドユーザーの場合

12.1 米国政府へのアドビテクノロジーのライセンス許諾 お客様は、米国政府またはその受注契約者による取得のためにアドビソフトウェアのライセンスを付与する場合、C.F.R.（連邦規則集）第 48 編第 12.212 条（民間機関の場合）、C.F.R.第 48 編第 227.7202-1 条および第 227.7202-4 条（国防総省の場合）、ならびに C.F.R.第 48 編第 52.227-19 条の規定に従ってライセンスを付与することに同意するものとします。アドビは、米国政府がエンドユーザーの場合、改正後の大統領命令第 11246 号の規定、1974 年ベトナム戦争退役軍人復帰支援法第 402 条（合衆国法典第 38 編第 4212 条）、改正後の 1973 年身体障害者法第 503 条、ならびに連邦規則集第 41 編第 60-1 部から第 60-60 部、第 60-250 部および第 60-741 部の規制を含め、適用されるすべての機会均等法を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の文に含まれた条文は、本契約の一部を構成するものとします。

12.2 商用品目 米国政府がエンドユーザーの場合、本ソフトウェアは、該当する場合、C.F.R.第 48 編第 2.101 条に定義される「商用品目」であり、C.F.R.第 48 編 12.212 条または C.F.R.第 48 編 227.7202 条において使用されている「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア文書」から構成されています。C.F.R.第 48 編 12.212 条または C.F.R.第 48 編 227.7202-1 条から 227.7202-4 条に従って、商用コンピューターソフトウェアおよび商用コンピューターソフトウェア文書は、(a)商用品目としてのみ、かつ、(b)本契約に基づき他のす

すべてのエンドユーザーに付与されるものと同様の権利のみを付して、米国政府エンドユーザーにライセンスが付与されます。未公開著作物に関する権利は、米国著作権法により留保されます。

13. ライセンスの遵守

お客様が企業、会社または組織である場合、アドビまたはアドビの正当な代理人は、ソフトウェアによって実施されるライセンスの遵守の確認に加えて、すべてのアドビソフトウェアがアドビから許諾された有効なライセンスに従って使用されていることを確認するために、12 か月に1回の頻度で、7 日前までに事前の通知を行うことにより、お客様のすべての記録、システム、および設備をシリアル番号と関連情報を含めて調査する権利を有することにお客様は同意するものとします。例えば、アドビは、本ソフトウェアのインストールがシリアル化されているかどうかを判定するために役立つお客様の記録に対する権利を保有し、アドビが要求した場合お客様は速やかに該当する記録をアドビに提供するものとします。さらに、お客様がアドビからの有効なライセンスに従ってすべてのアドビソフトウェアを使用していることを確認するために、お客様は、アドビにより要求されるあらゆる記録と情報をアドビの要求から 30 日以内に提出するものとします。お客様は、合理的な支援をアドビに提供するとともに、本条項に基づいて行われるあらゆる調査に対する合理的な協力を行うものとします。本ソフトウェアに対するライセンスの数が不足していることが判明した場合は、お客様は直ちに必要なライセンスまたはサブスクリプション、および該当するバックメンテナンスおよびサポートを取得しなければなりません。料金不足が支払うべきライセンス料の合計額の 5% を超える金額であった場合、お客様は上記確認のためにアドビに生じた相応の費用についても負担しなければなりません。

14. インターネット接続およびプライバシー

14.1 インターネットへの自動接続 本ソフトウェアは、追加の通知を行うことなく、お客様のコンピューターをインターネットに自動的に接続し、ライセンスの確認およびお客様への追加の情報や機能の提供などの目的のためにアドビの Web サイトまたはアドビのドメインと通信を行う場合があります。本第 14 条に別途指定されない限り、本ソフトウェアによるすべての自動インターネット接続には以下の規定が適用されます。

14.2 本ソフトウェアがインターネットでアドビに接続されると、http://www.adobe.com/go/privacy_jp に記載されるアドビプライバシーポリシー（以下、「プライバシーポリシー」といいます）に従って特定のお客様情報が収集され本ソフトウェアによりアドビに送信されます。

14.3 アップデート 本ソフトウェアは、追加の通知を行うことなく、(a)ダウンロードおよびインストールが可能なアップデートがないかを確認し、(b)アップデートを自動的にダウンロードし

てインストールし、(c)インストールの結果をアドビに通知するために、断続的または定期的に、お客様のコンピューターをインターネットに自動的に接続する場合があります。

14.4 アクティベーション 本ソフトウェアはお客様に対し、(a)アドビ ID の取得、(b)本ソフトウェアのアクティベーションまたは再アクティベーション、(c)本ソフトウェアの登録、または (d)会員資格の確認を要求する場合があります。かかる要求により、通知を行うことなくインストール時、起動時、およびその後は定期的にお客様のコンピューターをインターネットに接続します。接続すると、本ソフトウェアは情報を収集してアドビに送信します。詳細については、http://www.adobe.com/go/activation_jp（以下、「アクティベーション規定」といいます）をご覧ください。ソフトウェアまたはお客様は、お客様のライセンス、サブスクリプションまたは会員資格に関する情報をアドビから受け取る場合もあります。アドビは、有効なライセンス、サブスクリプションまたは会員資格に準拠しない不正な使用や不許可の使用を検出もしくは防止するためにかかる情報を使用する場合があります。本ソフトウェアのアクティベーションまたは登録、サブスクリプションまたは会員資格の確認を行わない場合、もしくはアドビが本ソフトウェアが不正にまたは許可を得ないで使用されたと判定した場合、本ソフトウェアは機能低下、操作不能、サブスクリプションまたは会員資格の終了あるいは停止になる場合があります。

14.5 アクティベーション解除 本契約に従って、本ソフトウェアを別のコンピューターにインストールしてアクティベートするために、このアクティベーションを解除して（以下、「アクティベーション解除」といいます）、コンピューターから本ソフトウェアをアンインストールすることができます。詳細は http://www.adobe.com/go/activation_jp に記載されています。アクティベーション解除にはインターネット接続が必要です。

14.6 電子証明書 本ソフトウェアでは、ダウンロード済みファイル（アプリケーションやコンテンツなど）の識別、ポータブルドキュメントフォーマット（以下、「PDF」といいます）文書内の署名とその確認、および証明済み PDF 文書の確認をお客様が行えるようにするために、電子証明書（第 16 条で説明）が使用されます。お客様のコンピューターは、電子証明書の確認時にインターネットに接続する場合があります。

14.7 デスクトップアプリケーション使用データ お客様は、アドビのデスクトップアプリケーションの使用方法について、アドビと情報を共有するか否かを選択することができます。このオプションは初期設定ではオンになっています。この情報はお使いのアドビアカウントと関連付けられ、それにより、アドビはお客様一人ひとりにさらに合ったエクスペリエンスを提供するとともに、製品の品質および機能を改善することができます。この設定はいつでも、お客様のアドビアカウント管理ページで変更することができます。デスクトップアプリケーションに関する詳細な情報については、<https://helpx.adobe.com/jp/x-productkb/global/desktop-app-usage-information-faq.html> またはその後継 Web サイトをご覧ください。

15. ピアツーピア通信

本ソフトウェアは、追加の通知を行うことなく、お客様の LAN (Local Area Network) 接続を使用して、他のアドビソフトウェアに自動的に接続し、これにより、本ソフトウェアが他のアドビソフトウェアと通信可能な状態にあることを LAN 上に通知する場合があります。このような接続により、お客様の接続の IP アドレスが LAN に送信される場合があります。

16. 個別規定および例外

本条は、本ソフトウェアの一部製品およびコンポーネントに関する固有の規定および上記条項に関する一部例外を規定します。本条の規定が本契約の他の条項と抵触する場合、本条がそれらの条項に優先するものとします。

16.1 権利損失の否認、欧州経済地域に関する条項、オーストラリアのお客様の義務に関する告知

16.1.1 本契約は、消費者として取引するすべての当事者の法的権利を損なうものではありません。例えば、ニュージーランドにおいて本ソフトウェアを個人または家庭で使用するために（業務目的でなく）取得する消費者については、本契約は消費者保証法の対象となります。

16.1.2 お客様が、本ソフトウェアを欧州経済地域 (EEA) で入手され、通常 EEA に居住される消費者（業務目的ではなく個人のために本ソフトウェアを使用）の場合、第 6 条（限定的保証）はお客様の本ソフトウェアの購入および使用には適用されません。その代わりに、本ソフトウェアを互換コンピューターで使用する場合、アドビは、本ソフトウェアの購入日から 2 年間、適用されるユーザーマニュアルに記載された機能（以下、「合意済み機能」といいます）を提供することを保証します。合意済み機能との非実質的な差異については、将来においていかなる保証の権利も生じません。本保証は、お客様がプレリリース、体験版、スターター版、製品サンプルとして使用する本ソフトウェア、フォントソフトウェア、またはお客様により加えられた変更により本ソフトウェアが正常に作動しない範囲に対しては適用されません。保証の請求は、購入日より 2 年以内に、本ソフトウェアの詳細な購入証明を添えて、アドビカスタマーサポート部門宛てに行うものとします。アドビは、本ソフトウェアに不具合があるかどうかをお客様とともに確認し、本ソフトウェアが正しくインストールされていないことからエラーが起きる場合はその旨をお客様に通知します（この場合、アドビはお客様のお手伝いをします）。本ソフトウェアに不具合がある場合、お客様は、返金または本ソフトウェアの修正もしくは交換をアドビに要求することができます。これには、購入証明の提出が必要です。お客様の保証の詳細が確認された場合、本ソフトウェアの修正もしくは交換がアドビにとって不当でない限り、アドビは修正もしくは交換に対する要求に対応し、それ以外の場合はお客様に返金いたします。保証に関する情報については、アドビカスタマーサポート部門までお問い合わせください。

第 8 条（責任の制限）の条項は、本ソフトウェアの使用に関して行うお客様のいかなる損害請求に対しても引き続き適用されます。しかし、アドビは、アドビによる本契約の違反があった場合、合理的に予測できる直接的な損害に対して責任を負うものとし、お客様は、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に、本ソフトウェアおよびお客様のコンピュータデータのバックアップコピーを作成することが推奨されます。

本契約および特に第 16 条 1 項 2 号は、本ソフトウェアの使用において問題がある場合のお客様の権利（法的権利を含む）について説明することを意図しています。お客様の法的権利がここで説明を上回る場合は、法的権利が適用されます。

16.1.3 本契約のいかなる定め（第 4 条 3 項を含む）も、お客様が該当する法に基づき享受できる、本ソフトウェアに対する逆コンパイルの放棄不能な権利を制限しません。例えば、所在地が欧州連合（EU）のお客様は、本ソフトウェアが他のソフトウェアとともに正常に動作するためには逆コンパイルが不可欠であり、かつ正常な動作を実現するために必要な情報をアドビに要求したにもかかわらず、その情報がアドビから提供されなかった場合、該当する法で定められた一定の条件の下で本ソフトウェアを逆コンパイルする権利が認められる場合があります。また、そのような逆コンパイルは、お客様またはお客様に代わって本ソフトウェアのコピーを使用することを許可された他者のみが実行できます。アドビは、該当する情報を提供する前に合理的な条件を課す権利を保有します。本契約に従ってアドビから提供された情報またはお客様が入手した情報は、本契約に定められた目的にのみ使用するものとし、第三者に開示することはできず、本ソフトウェアと実質的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用したり、アドビまたはそのライセンサーの著作権を侵害するその他の行為に使用することもできません。

16.1.4 お客様が本ソフトウェアをオーストラリアで購入した場合、本契約の他の規定にかかわらず、以下の規定が適用されます。

オーストラリアの消費者の皆様へ：

当社の製品にはオーストラリア消費者法に基づき除外されない保証が付属しています。お客様は、重大な不具合については交換または払戻しを受ける権利、その他の合理的に予測可能な損失または損害については補償を受ける権利を有します。また、商品が十分な品質を満たさず不具合が重大な障害に至らない場合、商品の修復または交換を受ける権利が与えられます。当社のソフトウェア製品には、本契約に定めるとおり、4-6 Riverwalk, Citywest Business Campus, Dublin, Ireland に事務所を有する Adobe Systems Software Ireland Limited（アドビ・システムズ・ソフトウェア・アイルランド社）による 90 日間の限定的保証も付属しています。製品のお届け後 90 日の間にユーザー向けの各文書に記載された一般的な機能が提供されない場合は、製品の詳細、シリアル番号、および購入証明を手元に用意して、アドビのカスタマーサポート部門（電話番号：1 800 614 863）までお問い合わせください。お客様は、その時に当社が指定する住所にそのソフ

トウェア製品の返品を求められる場合がありますが、返品する場合、その費用はお客様の負担になります。この保証に基づく特典は、法によりお客様に認められる他の権利や救済に付加されるものです。

16.2 プレリリース版ソフトウェアの補足条件 本ソフトウェアが発売以前の製品またはベータ版ソフトウェア（以下、「プレリリース版ソフトウェア」といいます）である場合は、本条が適用されます。プレリリース版ソフトウェアは、アドビから提供される最終製品に相当するものではなく、バグ、エラーおよびシステム障害等またはデータの損失につながるその他の不具合を含む可能性があります。アドビは、プレリリース版ソフトウェアを発売しない場合があります。別個の契約書、例えば Adobe Systems Incorporated License Agreement for PreRelease Software（アドビシステムズ社プレリリース版ソフトウェア向けライセンス契約）に基づいてお客様がプレリリース版ソフトウェアを受領した場合は、本ソフトウェアの使用は、同時にその契約書の適用も受けれます。お客様は、アドビからの要求以前にまたはアドビがそのソフトウェアを発売した時点で、プレリリース版ソフトウェアのすべてのコピーを速やかに返品または破棄しなければなりません。プレリリース版ソフトウェアの使用は、お客様の責任で行うものとします。プレリリース版ソフトウェアに関連する限定的保証および責任の制限については、第 6 条および第 8 条をご参照ください。

16.3 教育機関向けソフトウェア製品本契約に添付したソフトウェアが教育機関向けソフトウェア製品（教育機関エンドユーザーのみによる使用を目的として製造および販売されるソフトウェア）である場合、お客様は、お客様の所在する法域において教育機関エンドユーザーとして適格と見なされない限り、本ソフトウェアの使用を許可されません。適格の有無を確認するには、http://www.adobe.com/go/edu_purchasing_jp をご覧ください。教育機関向けアドビ製品取扱店は、http://www.adobe.com/go/store_jp で Buying Adobe Products Worldwide（世界でのアドビ製品の購入）というリンクをご参照ください。

16.4 オンラインサービス

16.4.1 第三者が提供するオンラインサービス 本ソフトウェアは、第三者が保守を行い、製品、情報、ソフトウェアおよびサービスを提供している Web サイトに対するお客様のアクセスを容易にする場合があります（以下、「第三者オンラインサービス」といいます）。お客様による第三者オンラインサービスへのアクセスおよびその使用は、かかる Web サイトに掲載され、またはその他当該第三者オンラインサービスに関連した条項、免責事項および告知の適用を受けれます。アドビは、第三者オンラインサービスについて管理、保証を行わず、責任を負いません。第三者オンラインサービスに関連したお客様と第三者間のすべての取引は、当該第三者のプライバシーポリシーおよびお客様の個人情報の使用、製品およびサービスの引渡しおよび支払い、ならびにかかる取引に関連したその他すべての規定、条件、保証または表明を含め、お客様と第三者間のみで処理していただくこととなります。第三者オンラインサービスは、必ずしもすべての言語で、

またはすべての国の居住者に対して提供されるとは限りません。アドビはいつでも、理由の如何によらずすべての第三者オンラインサービスの利用可能性を修正または中止することができます。

16.4.2 アドビ、その関連会社、または第三者が別個の契約により明示的に同意した場合を除き、お客様による第三者のオンラインサービスの使用は、第7条と第8条の保証および責任の制限に従ってお客様自身の責任で行うものとします。

16.5 電子証明書

16.5.1 使用 電子証明書は、第三者の認証機関（以下、総称して「認証機関」といいます）によって発行されます。または、自身で署名することもできます。

16.5.2 条件 電子証明書の購入、使用および電子証明書に対する信頼は、お客様および認証機関の責任によるものとします。お客様は、保証された文書、電子署名、または認証機関サービスを信任する前に、登録者同意書、使用者同意書、証明書の方針、業務ステートメントなど、認証機関がサービスを提供する際に適用される条件を検討する必要があります。

16.5.3 承認 (a)本ソフトウェアの構成または外部の問題により、電子証明書が検証前に取り消されているか有効期限が切れているにもかかわらず、署名が有効であると表示される場合があること、(b)文書の署名者、該当する証明機関、またはその他の第三者による作為または不作為が、電子証明書の安全性または整合性を危うくする可能性があること、(c)証明書は、証明機関が提供するものではない自己署名証明書である場合があること。**証明書を信頼するか否かの決定について、お客様は全責任を負います。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、電子証明書の使用はお客様自身の責任となります。**

16.5.4 第三者受益者 お客様は、お客様の信頼する証明機関が、本契約に関しては第三者受益者であり、かかる機関がアドビである場合と同様に、自己の名においてかかる契約を強制実行する権利を有することに同意するものとします。

16.5.5 免責 お客様は、以下の(a)、(b)、(c)、(d)、または(e)が含まれるがこれらに限定されない任意の当該機関のサービスのお客様による使用または信頼から発生、またはこれらに関連するすべての責任、損失、行為、損害、請求（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）からアドビおよび該当する認証機関（その契約条項で明示的に記載されているものを除く）を防御するものとします。(a)期限切れまたは取り消された証明書の信頼、(b)証明書の不適切な検証、(c)該当する条項、本契約、または該当する法律によって許可されている以外の証明書の使用、(d)発行者サービスまたは証明書を信頼するにあたって合理的な判断を下さなかったこと、(e)当該サービスに関連する条項で要求された義務を果たさなかったこと。

16.6 フォントソフトウェア（Typekit で利用可能なフォントを除く） 本ソフトウェアがフォントソフトウェアを含む場合は、下記のとおりとします。

16.6.1 お客様は、第2条に定める互換コンピューター上の本ソフトウェアとともにフォントソフトウェアを使用し、かかる互換コンピューターに接続されたすべての出力装置にフォントソフトウェアを出力することができます。

16.6.2 コンピューターの許可台数が5台以下の場合、出力装置にフォントソフトウェアを常駐させる目的で、少なくとも1台のコンピューターに接続された1台の出力装置のメモリ（ハードディスクまたはRAM）にフォントソフトウェアをダウンロードすることができ、さらにコンピューターの許可台数5台ごとに1台の出力装置のメモリにダウンロードすることができます。

16.6.3 特定のファイルに使用したフォントのコピーは、印刷業者またはその他のサービスビューローへ持ち出すことができ、サービスビューローはお客様のファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限りです。

16.6.4 お客様は、お客様の電子文書を印刷、閲覧、および編集するために、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を暗示するものでも許可するものでもありません。

16.6.5 上記の例外として、http://www.adobe.com/go/restricted_fonts_jpに記載されているフォントは、本ソフトウェアのユーザーインターフェイスの操作を目的としてのみ本ソフトウェアに含まれており、出力ファイルに含まれることを目的としていません。上記リンクに記載されているフォントは、本第16条6項に基づき使用を許諾されません。お客様は、本ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、もしくはそのいずれかを使って、上記リンクに記載されたフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用したり、フォント管理ツールによってこのようなフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用しないことに同意するものとします。

16.7 本ソフトウェアには、本ソフトウェアに内蔵される電子資格を介して、お客様が特定の機能を持つPDFドキュメントを作成することを可能にする技術（以下、「本キー」といいます）が含まれています。お客様は、いかなる目的のためにもキーにアクセスせず、アクセスを試みず、また、キーをコントロール、停止、削除、使用、または配布しないことに同意します。

16.8 Apple 本ソフトウェア（以下、「アプリ」といいます）を Apple iTunes アプリケーションストアからダウンロードする場合、お客様は、追加利用条件である、(a) Apple はアプリおよびそのコンテンツに責任を負わないこと、(b)お客様のアプリの使用は、アプリケーションストアサービス利用条件により認められるお客様が所有または管理する iPhone™、iPad™または、iPod Touch™でアプリを使用する譲渡不能のライセンスに制限されること、(c) Apple はアプリの保守およびサポートサービスを提供する義務を負わないこと、(d)法律により認められる範囲において、Apple はアプリに対する保証義務を負わず、本契約に定める保証に従い不具合が原因となる請求、

損失、責任、損害、経費に対する責任はアドビが負うこと、(e) Apple は、(i)製造者責任の請求、(ii)アプリが法規定を遵守しないという請求、および(iii)消費者保護の請求を含むがこれらに限定されないアプリまたはお客様のアプリの所有および/または使用に関連する請求に責任を負わないこと、(f) Apple はアプリが第三者の知的財産権を侵害しているという第三者の請求に責任を負わないこと、および(g) Apple およびその子会社がかかるアプリに関して本契約の第三者受益者となり、第三者受益者としてお客様に対し本契約を強制実行する権利を有することに、同意するものとします。

本契約に関してご質問がある場合、または当社からの情報提供を希望される場合は、この製品に添付されている連絡先をご確認のうえ、最寄りの当社営業所までお問い合わせください。

本ソフトウェアの名前、Adobe、Acrobat、およびすべての関連するタイトルやロゴは、米国およびその他の国におけるアドビ システムズ社の登録商標または商標です。その他の商標はすべてそれぞれの所有者に帰属します。

Gen_WWAcrobat-ja_JP-20170202_1155